

# 長野市公文書館便り

2023  
Autumn



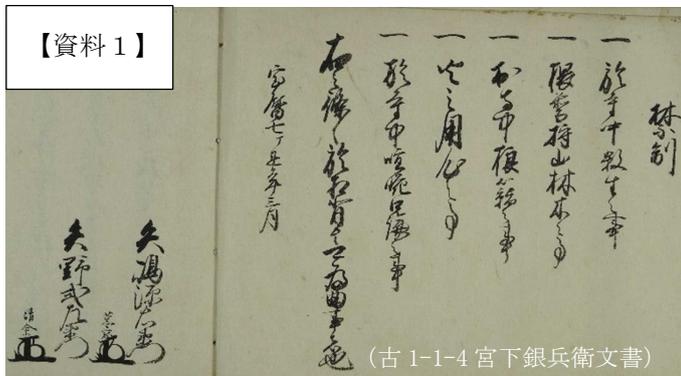
●発行日：令和5年(2023年)10月20日 ●発行：長野市公文書館

©NaganoCityArchives

## —教材向け資料紹介— 寺社の制札が語る街道の賑わい

禁止事項などの法令を立札にして道端や寺社の境内に立てたものを制札と言います。領主が寺社での軍勢の乱暴狼藉を禁じた戦乱期の制札をよく目にします。今回は、中学校社会科歴史的分野「産業や交通の発達」等の教材向け資料として、江戸時代中頃に松代藩領内で作成された寺の制札を紹介します。

【資料1】



(古 1-1-4 宮下銀兵衛文書)

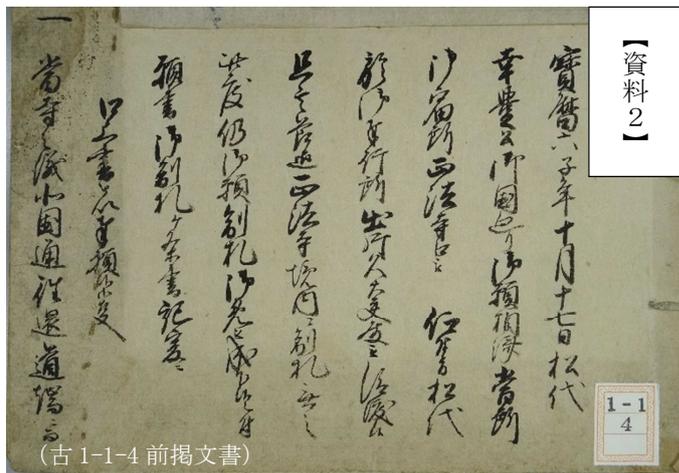
資料1は、宝暦7年(1757)、長野市西後町にあった正法寺(現在は本願寺長野別院)に立てられた制札の写しです。制札には中学生も読み取れる文字がいくつかあります。資料1の読み下し文は以下の通りです。

<p>宝暦七丁丑年三月</p> <p>矢島源右衛門</p> <p>矢野式左衛門</p>	<p>禁制</p> <p>一 寺中に於いて殺生之事</p> <p>一 猥りに山林木剪り採る事</p> <p>一 寺中に於いて狼藉之事</p> <p>一 火の用心之事</p> <p>一 寺中に於いて喧嘩口論之事</p> <p>右之条々相背く者に於いては曲事たるべき者也</p>
---	---

制札は、寺内で魚や鳥をとること、山林を伐採すること、さらに喧嘩や狼藉を禁止しています。現代では境内での禁煙等を記した立札を目にすることはありますが、このような立札は目にしません。では、なぜ寺は平和な時代にこのような内容の制札を立てたのでしょうか。

制札を見ると、「曲事たるべき者なり」と記し、2名の武士の名前と花押(署名)が添えられています。この2名の武士は松代藩職奉行所(一般には寺社奉行所)の役人です。したがって、この制札は松代藩の許可を得たものです。その結果、違反すると曲事(犯罪)とされたのです。こうした許可を得るために寺が松代藩の職奉行所に差し出した嘆願書の写しを当館で所蔵しています。この嘆願書から制札を立てた理由が読み取れます。

【資料2】



(古 1-1-4 前掲文書)

資料2は、制札を立てた正法寺の嘆願書の写し(一部)です。ここには、6代藩主真田幸豊(幸弘)の領内巡行時の休憩所として正法寺が選ばれ(宝暦6年)、その境内の治安維持のために制札を立てる許可を藩に願い出たと記されています。さらに、北国街道沿いにある正法寺が抱える悩みとして、多くの街道往来者が境内に入り込み勝手なことをしている様子も記されています。正法寺が対応に困るほどの往来者の多さが記されたこの嘆願書は、制札を立てた理由ばかりでなく当時の北国街道の賑わいをも語ってくれています。

当館では、北国街道以外に、戸隠道や大町街道沿いの寺の制札や嘆願書の複製資料(写真撮影資料)も以下の通り所蔵しています。江戸時代の街道の賑わいを確かめる教材として活用することもできます。興味のある方は当館へお問い合わせください。

- ① 茂菅村静松寺制札(複 2-2307-32 静松寺文書)
- ② 茂菅村静松寺嘆願書(複 2-2307-31 静松寺文書)
- ③ 小市村称名寺制札(複 2-234-3 称名寺文書)
- ④ 小田切村浄蓮寺制札(複 2-238-11 浄蓮寺文書)
- ⑤ 小田切村浄蓮寺嘆願書(複 2-238-10 浄蓮寺文書)

なお、関川千代丸『御領内寺社制札写・信濃キリシタン史料集』(長野郷土史研究会 昭和37年)では、文化15年(1818)に松代藩士が作成した「御領内寺社制札写」(長野県立歴史館所蔵)を活字で紹介しています。そこには松代藩領内の31に及ぶ寺社の制札が紹介されています。もしかしたらみなさんのお近くにある寺社の制札がこの本に記載されているかもしれません。

**今年も職場体験学習を実施しました。**

7月4日(火)・11日(火)・12日(水)の3日間にわたり、当館にて職場体験学習を実施しました。参加者は、長野市内の櫻ヶ岡中学校と三陽中学校2年生8名の生徒さんたちです。1日の日程で、午前中は公文書館の仕事の説明と館内施設の見学、午後は公文書等利用体験(所蔵庫より資料を探し出し、自分の調査まとめに活用する体験)と古文書解読体験でした。生徒さんたちは、初めて耳にすること目にすることが多く、そこから公文書館の役割や必要な技能等に気づいてくれたようです。以下に生徒さんたちの感想を紹介します。

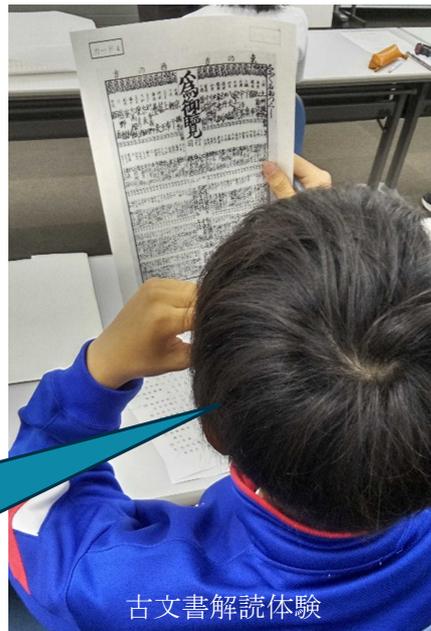
○館内を見学したら、場所が広すぎて、足が疲れました。昔の記録などがあって、職場体験でしか見られないところも見られたので、よかったです。古文書解読体験をはじめてやったけど、何と書いてあるかわからないくらい(文字を)つなげてあった。自分の名前を昔の文字(変体仮名)で書いたけど難しかった。公文書等利用体験で探した資料もこれまた(古い文字の)解読が必要だった。(変体仮名を)教えてもらったのに忘れてしまいました。(ただし)「川」だけ「つ」と読むことはわかりました。

○資料調査や整理、目録の作成をして未来に語り継いでいることがすごいなと思いました。説明が上手で、古文書の説明がわかりやすかったです。それを解読しているのがすごいなと思いました。

○目録から自分の調べたい資料を見つけてまとめることが難しかった。インターネットで調べられる時代なので、すごく印象的でした。古文書解読体験では、自分の資料から読み

取れてうれしかったです。…(略)  
…自分の名前を古い文字(変体仮名)で書くことができてよかったです。

「くにぐに名物づくし」番付の前頭に「信州」があり、特産品として「上田じま(縞)」と書いてあります。



古文書解読体験

**日々是文書～スタッフ通信～**

【公開資料】(8月末現在、古文書のみ掲載)



「大澤家文書2」46点

「池田寿子文書1」193点

「池田寿子文書2」70点

「上林家文書」1,471点

「高原英男資料」12点

「竹内直剛文書」5点

【活動記録】

7/4 長野市立櫻ヶ岡中学校職場体験 7/7 須坂公文書館古文書講座参加者当館見学

7/11 土屋家資料調査

7/11・12 長野市立三陽中学校職場体験

7/25 講演会(朝陽公民館にて)

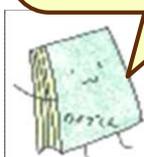
7/26 宮澤家資料調査

8/3 信越放送取材

8/4 講演会(小田切交流センターにて)

9/8 NHK取材

『市誌研究ながの30号』のお求めは公文書館へ郵送でもご購入いただけます。(送料別途いただけます。電話でお問い合わせください。)



**長野市公文書館**

所在地 〒380-0928 長野市若里六丁目6-2 長野市若里分室内

電話 026-224-0701 FAX 026-224-0702

HomePage <http://www.city.nagano.nagano.jp/kobunsho/>

又は **長野市公文書館** で検索

E-mail soumu-9@city.nagano.lg.jp

開館時間 午前9時から午後5時(閲覧申込みは午後4時30分まで)

休館日 土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日  
年末年始(12月29日～1月3日)

こんなときにはご相談ください。

- ・古い土蔵などを取り壊すので、所蔵資料を寄贈・寄託したい。
- ・所蔵資料の保存・活用を図り、後世に伝えたい。